

滋賀県野洲市の概要

滋賀県は日本のほぼ中心に位置し、中央に琵琶湖を配し、温暖な気候と肥沃な大地に恵まれ、古くから交通の要所として重要な役割を果たしてきました。

野洲市は滋賀県の中央部に位置し、平成16年10月に中主町と野洲町が合併して誕生しました。日本で最大の銅鐸が出土するなど、いにしえより農耕文化が開けた地域です。近江富士と称される三上山や県立希望が丘文化公園などの風光明媚な山林地域から一級河川野洲川と日野川に囲まれた沖積平野が広がり、琵琶湖に面するまでの地域で、面積61.45平方キロメートル、山林が33%、水田が37%、宅地が13%となっています。

JR東海道線沿線に位置し、新快速始発駅でもあるため、駅周辺などでは大規模マンションの建設も進み、人口・世帯数は、50,156人、17,526世帯（平成19年10月1日）と着実に増加しています。

JRのみならず国道8号や名神高速道路などのアクセスもよいため、京セラ、村田製作所などの大手電機メーカーなどの企業立地も進んでおり、若年層の転入者も増加しています。

まちづくりの基本理念を「人権と環境を土台に、生きる意味が実感できる社会づくり」とし、協働によるまちづくりを進めており、安心・安全なまちづくりをめざして消費生活相談にも力を入れています。

人口・世帯数の推移(合併以前は旧町合計、2007年以外は国勢調査)

	世帯数	人口		
		総数	男	女
1955年(昭和30年)	4,394	22,754	11,084	11,670
1975年(昭和50年)	7,841	32,513	15,932	16,581
1995年(平成7年)	13,190	45,865	22,738	23,127
2005年(平成17年)	16,580	49,486	24,755	24,731
2007年(平成19年4月)	17,363	50,014	25,032	24,982

多重債務相談取組の概要

相談受付年度	多重債務相談件数	消費生活相談総件数
2001 年度	52 件	311 件
2002 年度	90 件	408 件
2003 年度	116 件	681 件
2004 年度	87 件	1175 件
2005 年度	113 件	803 件
2006 年度	127 件	758 件
2007 年度(4~9 月)	79 件	292 件

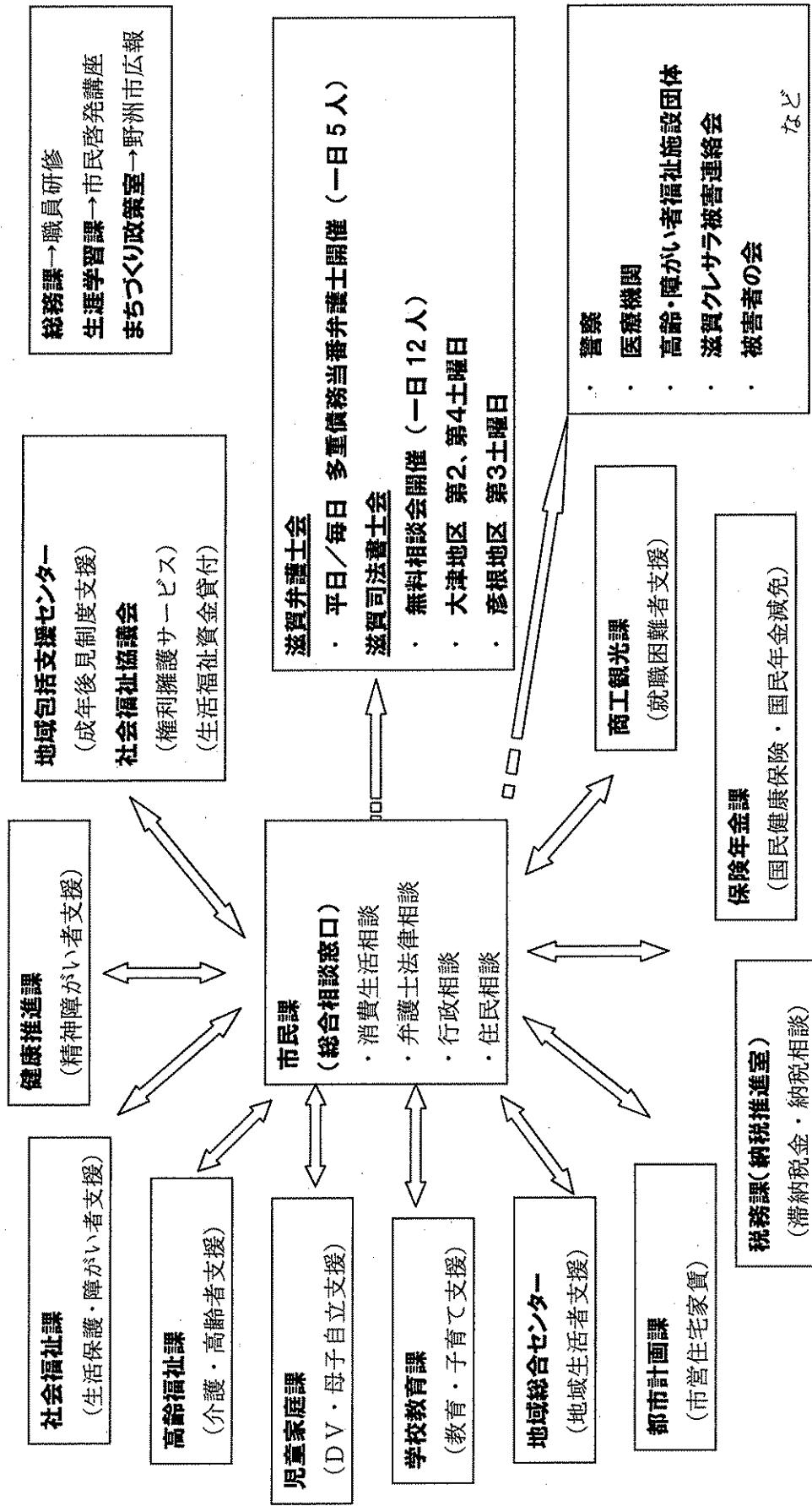
野洲市取組の特色

- 市民課・総合相談窓口が第一受付窓口となり各部署とのネットワーク体制を構築
- 市民と接する各担当窓口が借金の相談をキヤッチすれば、相談者を消費生活相談窓口に速やかに案内・連携
- 詳細な聞き取りを行い、相談者が債務整理する自覚を持つまで担当職員が協力して根気よく説得を実施
- 消費生活相談員がコーディネーター役となり各担当課と協力・連携して生活再建に向け必要な支援を選択し情報提供
- 相談者本人だけでなく家族単位で債務整理や行政サービスの支援を検討(高齢者福祉サービスの実施検討など)
- 清納税金の分割返済計画を立てる事により、短期国民健康保険証の交付を行い健戦的な生活再建を支援
- 特定調停申立てに不安のある場合(身寄りのない高齢者・障がい者等)、裁判所に同行し支援実施
- 市役所だけでなく警察・社会福祉協議会・福祉施設・地域包括支援センター・司法書士と連絡を取り合い状況確認
- 債務整理が無事終了し生活再建できるまで、相談者、弁護士・司法書士との連絡を取る
- 野洲市広報(益・正月は多重債務特集号)や野洲市HPサイト、市民出前講座による啓発活動の実施

多重債務相談受付の流れ

- ① 相談表を元に聞き取りを実施
 - 債務状況の把握 →個人信用情報機関への開示請求の助言 取引履歴の開示請求の助言 取引履歴の開示請求の助言 債務一覧表の作成
 - 収入・資産の把握 →給料明細や預金通帳、生命保険等の書類確認、所有する不動産売却価格の査定助言など
 - 現在の借金原因にいたる経緯 →家族関係や心身の病気の有無、過去の債務整理の有無など
 - 税金、家賃、水道料等滞納の確認 →本人の了解取り担当課に連絡し滞納額の確認
 - 家計簿の作成 →本人や家族に家計状況把握させるための重要な作業
 - 世帯の状況把握 →本人だけでなく同居する家族や親族等に借金や生活困難状況がないか確認
 - 債務整理の説得 →整理の決つけば以後の返済を停止助言、督促する業者に対し債務整理を伝える心構えを助言
- ② 聞き取った内容を元に債務整理の方向性を検討
 - 過払い金返還請求・任意整理、個人民事再生、自己破産 →弁護士・司法書士会を紹介
 - * 注意点＊ 民事法律扶助制度の利用助言、相談予約を取り確実に先生につなげる
 - 特定調停 →申請書類を渡して作成指導し簡易裁判所を紹介 調停終了まで状況確認する
 - 時効 →時効援用通知を作成し配達記録郵便で通知するよう助言指導
 - 契約トラブル →消費生活相談で解約処理
 - やみ金 →警察、被害者の会を紹介し連携、負けない対処法練習と債務不存在・不当利得返還請求の通知の作成指導
- ③ 生活再建に必要な行政サービスの情報提供と支援
 - 清納税金等の分割返済計画を立て生活再建を目指す（短期国民健康保険証の交付、市営住宅滞納家賃返済など）
 - 条例に基づく市営住宅や税金の軽減や減免措置の検討と申請助言
 - セイフティーネットである生活保護申請の支援・連携 など

野洲市・市民相談窓口ネットワークを活用した多重債務相談取組み



・消費者被害防止ネットワーク 連絡用シート

FAX 番号→ 586-3677

連絡先	野洲市役所市民課 消費生活相談窓口 行き TEL 587-6063 (平日)9:15~16:00 fax 586-3677 *24時間受信可能	
連絡者	<p>・事業所／機関名 () ・連絡者氏名 () ・電話() FAX()</p>	
被害当事者	<p>・住所 野洲市 ・氏名() 年齢(才) 男・女 ・電話() FAX()</p>	
<p>・ 各項目について、可能な範囲で聞き取って記載してください。</p>		
1. 連絡にあたり、当人から了承をとりましたか？ (はい ・ いいえ)		
2. 何を購入(契約)しましたか？ ・品名・契約名 ()		
3. それは、いつのことですか？ (平成 年 月 日)		
4. それは、いくらですか？ (円)		
5. いきさつは何ですか？ ・訪問されて ・電話で勧誘された ・路上で声をかけられて ・通信販売で		
6. 現在、その物はありますか？ (ある ・ ない)		
7. 契約書など業者が発行した書類等はありますか？ (ある ・ ない) ・書類名 (・契約書 ・領収書 ・見積書 ・その他)		
8. 借金で困っていますか？ (はい ・ いいえ)		
9. 返済が困難な状態ですか？ (はい ・ いいえ)		
10. 他特記事項 ① 健康状態は？ *要介護など() ② 判断能力は？ *認知症など () ③ 伝言()		

ネットワーク構成員が発見した高齢者の消費者被害を円滑に消費生活相談窓口に連絡できるよう、連絡シート(表)および手順書を作成しました。連絡以降は、消費生活相談窓口が全面的に対応します。

【連絡から解決までの流れについて】

- ① ネットワークの人が訪問先で相談を受ける、あるいは被害の発見ないし予見
- ② 野洲市消費生活相談窓口への相談を勧め、了解を得る
- ③ 連絡シートの要領で状況を連絡（電話・FAX・来所のいずれか）
- ④ 野洲市消費生活相談員による状況の調査（内容等の聞き取り）
- ⑤ 被害当事者から意思の確認（どうしたいかを聞き取り、消費生活相談に任せることの確認を取り付ける）
- ⑥ 消費生活相談員が事業者との交渉
- ⑦ 多重債務者の場合、弁護士・司法書士に連携
- ⑧ 結果を連絡者、当事者に連絡

(留意点)

連絡の際は、本人の了解を得るようにしてください。得られない場合、相談するよう促していただき、本人に了解してもらってから、連絡頂きますようお願いします。連絡シートについては、聞き取れる範囲で結構です。

滞納税分割納付決裁票 兼 カウンセリングシート

						作成日		
誓約締結年月日			面 談 者(市側)			徴収担当者		
租税債務者名			被面談者(租税債務者)			代理人		
個人番号			滞納本税額			職業(勤務先)		
滞納状況(年度・税目)								
端 緒								
滞納理由と現況								
市税以外の公的債務								
その他一般債務								
交渉内容								
面接時の印象 意 見 等								
延滞金	免除	減免	誓約時固定	その他				
連帯保証人 担 保								
不履行時の対応策								
消費生活相談との連携								
決 裁・所 見								
	室長							
分納分納誓約 可否	可	否	条件付可	要保・保追・返済増額・一部一括・他				

野洲市

平成19年度



無料法律相談のお知らせ

野洲市では、市民の方を対象に不動産・金銭・家庭問題・相続など
弁護士による法律相談を無料で行っています。

◇ 平成19年度無料法律相談日程 ◇

[奇数月1回・偶数月2回]

4月	16日(月)・27日(金)	10月	15日(月)・31日(水)
5月	15日(火)	11月	15日(木)
6月	15日(金)・29日(金)	12月	17日(月)・28日(金)
7月	17日(火)	1月	15日(火)
8月	17日(金)・31日(金)	2月	15日(金)・29日(金)
9月	18日(火)	3月	17日(月)

時間帯：午後1時から4時

相談時間：一人（組）30分以内で 6人（組）まで

場所：野洲市役所本庁舎1階相談室 弁護士による面談

申し込み：予約制 事前に電話または来庁による申し込みが必要です。

◇相談はひとつの案件につきお一人様1回限りとなります。

各種相談のご案内

行政相談



総務省では、全国に行政相談の窓口を設けております。

野洲市でも毎月1回行政相談委員（2名）が主に国や独立行政法人、特殊法人等の行政全般について、市民の皆様のご意見や苦情について相談に応じます。

当日、直接会場へお気軽にお越しください。（事前予約制ではありません。）

◇ 平成19年度行政相談日程 ◇

[毎月第3火曜日に開催されます。]

4月	17日	7月	17日	10月	16日	1月	15日
5月	15日	8月	21日	11月	20日	2月	19日
6月	19日	9月	18日	12月	18日	3月	18日

・時間帯：午前9時30分から正午 ・場所：野洲市役所本庁舎1階相談室

消費生活相談

まずはお電話を！

市の消費生活相談窓口では専門相談員が悪質商法や多重債務などのトラブルに関する相談に応じます。月曜日から金曜日（休業日は除く）午前9時15分から午後4時。

～上記各種相談に関するお問い合わせ先～

野洲市役所本庁舎市民課総合相談窓口（野洲市小篠原2100番地1）秘密厳守

TEL 077-587-6063（直通） FAX 077-586-3677

月曜日から金曜日（休業日は除く）午前8時30分から午後5時15分

住民相談に関する相談機関の紹介等も行っていますのでお気軽にお問い合わせください。

あなたは借金で悩んでいませんか？



家族や親族に相談しなくとも簡単に借金ができる」とから、借金が返せなくなつても相談できず、返済のために借金を繰り返して多重債務となるケースが急増しています。返済が困難になつたとき親族が立て替えて支払うのは、問題解決にならず悪循環になるので絶対してください。

借金は必ず解決できます！まずは勇気を出して相談してください。

借金の解決方法

①任意整理

弁護士や司法書士に依頼し、利息の再計算により支払うべき金額を確定し、返済する支払計画を作り直すこと。取引期間が長期であれば、利息制限法により借金がなくなつたり、過払いになつているお金を取り戻したりすることができます。

②特定調停

簡易裁判所で自ら手続きすることで、費用をあまりかけずに借金の減額ができます。業者との交渉は、簡易裁判所の調停委員が行い、話し合ひをして解決します。ただし、返済し過ぎたお金を取り戻すことはできません。

③個人再生手続き

④自己破産

支払不能となつた場合、地方裁判所に自己破産の申し立てをします。免責決定をうければ、すべての借金の支払い義務はなくなります。ただし、浪費やギャンブルなどの場合は免責を受けられないこともあります。

（消費者金融）

▼全国信用情報センター連合会

◆専門家に相談したい がお金がない時

専門家の援助が必要なのに経済的な理由のために依頼できない。そんな人のために法律相談や裁判手続き費用などを立て替えて、弁護士や司法書士を紹介するのが、「民事法律扶助制度」です。一定の収入基準以下であるなどの条件はあります。が、まずはご相談ください。

いくら借りているか 分からぬ時

自分自身がどこにいくら借りているのか確認するために、各個人信用情報機関に登録されている本人情報を開示する制度があります。開示は機関窓口に出向いても郵送でもできます。

（消費者金融）

▼（株）シーシービー (クレジットカード)

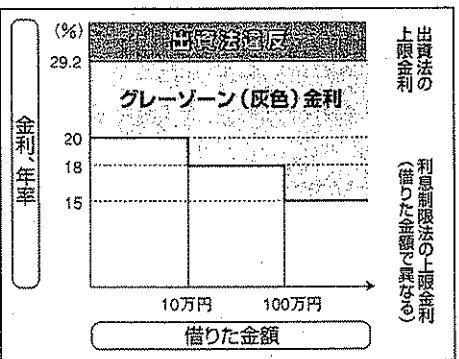
▼（株）シー・アイ・シー (クレジットカード)

▼（株）銀行個人信用情報センター

グレーゾーン金利ってなに？

利息について定めている法律には「出資法」と「利息制限法」の2つがあり、それぞれ異なった上限金利が定められています。このため、「利息制限法」に違反していても「出資法」に違反しない、いわゆる「グレーゾーン金利」が発生しています。

大手消費者金融などの多くは、このグレーゾーン金利（約29%）で貸付を行っています。多重債務の解決をするときは、弁護士、司法書士、特定調停の調停委員が、借金を「利息制限法」に基づく利息（15%～20%）で計算し直すため、その差（約10%）が圧縮されます。任意整理や特定調停により「借金が減額できる」「払い過ぎたお金が戻ってくる」可能性が出るのは、このためです。



消費生活に関する 相談・問い合わせ

市民課消費生活相談窓口

☎ 587-6063

（月曜～金曜日午前9時
15分～午後4時）



～多くの借金の返済でお困りの方はご相談ください！！～
クレジットやサラ金でお金借り、返済に困っているけれども、誰にも相談できない。。。
そんな方は、遠慮なくご相談ください。借金の悩みは必ず解決できます。
「どうしよう。。。」と悩んでいるうちに借金は利息でどんどん増えちゃいます。早めの相談が大切です！

野洲市消費生活相談窓口 月～金 9:15～16:00（休業日は除く）
TEL：077-587-6063 FAX：077-586-3677

多重債務者のための無料法律相談

弁護士による法律相談(個人)

実施日：月曜日から金曜日
相談時間：30分（予約制）

申込先：滋賀弁護士会法律相談センター

電話 077-522-3238

※クレジットやサラ金の返済に困っている方、破産等を考えている方を対象とするものです。初回相談のみ無料となります。ご相談内容によっては無料相談の対象とならない場合があります。



司法書士による法律相談会

大津会場：司法書士総合相談センター大津
実施日時：毎月第2、第4土曜 9:30～12:30

会場：滋賀県司調会館 4階
予約電話：077-527-5545

彦根会場：司法書士総合相談センター彦根
実施日時：毎月第3土曜日 9:30～12:30

会場：彦根市勤労福祉社会館 2階研修室
予約電話：077-527-5576

西会場：司法書士会 滋賀県司法書士会 077-525-1093
※必ずご予約ください

「専門家の援助が必要なのにお金がない。。。」

多重債務問題を解決するために、専門家の援助が必要なのに経済的理由のために依頼ができない方に、法律相談や裁判手続き費用などを立替えて、弁護士や司法書士を紹介する民事法律扶助制度があります。民事法律扶助制度には利用条件があります。その他利用の手続きなど、詳しくは野洲市消費生活相談窓口（野洲市小篠原2100番地1 野洲市役所本庁舎内）にご相談ください。

債務整理の方法

任意整理

利息制限法（1.5%～20%）に基づいて残債金を計算し直し、債務者の収入や支払能力に応じて業者と支払条件を交渉（借金を減額、分割返済）する方法。

短期間に膨れ上がった借金は減額幅が少ないと。

個人が業者と交渉するのは困難なため弁護士・認定司法書士に依頼するのがベスト。

特定調停

簡易裁判所を利用した任意整理方法。調停委員が解決の斡旋をしてくれるので、弁護士や認定司法書士への依頼は必ずしも必要ではない。裁判所が、利息制限法に基づいて残債金を計算し直してくれる。（多くの場合、借金額が減る）

業者によっては、なかなか合意が得られず、斡旋不調となる場合もある。原則3年以内で全額を分割弁済する方法で、毎月の安定した収入があることが必要とされる。

民事再生

今後の安定した収入が見込める人を対象に、自己破産せずに生活を再建する方法。

法律に従って、借金合計の20%以上、100万円、保有資産の清算価額、収入から最低額の生活費を差し引いた金額の2年分以上のうちいすれかを、3～5年（原則3年）で返済。これを上回る額は免除される。

多くの場合、住宅ローンの支払いを継続して住宅を維持することができる。ローンを延長できることもある。

再生計画案を考える必要があり、弁護士・司法書士に依頼しないと手続きは困難。

～取立てをとめるには～ 多重債務者が、弁護士・認定司法書士に債務整理を依頼したり、上記の手続き等の裁判手続きをとったことを事業者に通知した後は、取立ては止まります。貸金業規制法（H19.12～貸金業法）により、このような場合における取立てが禁止されているからです。取立てが止まれば、もう借金返済のために借金を重ねる自転車操業を繰り返さなくなります。